

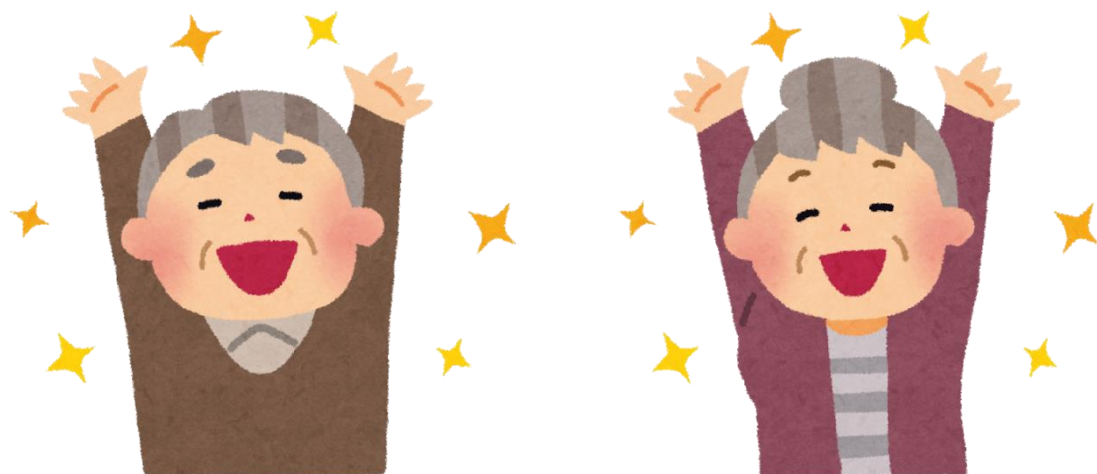
平成28年版

やいた元気シニア 地域活動応援ポイント事業

(お元気ポイント事業)

～元気シニアの充実したセカンドライフを応援します～

-ご利用の手引き-



実施主体：矢板市高齢対策課

管理運営機関：矢板市社会福祉協議会

はじめに

矢板市では、高齢者の皆さんが充実した高齢期を送ることができるよう、また、まちづくりの担い手として活躍できるよう、高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいづくりを応援する新しい仕組みとして、「やいた元気シニア地域活動応援ポイント事業（お元気ポイント事業）」を始めました。

この事業は「介護保険事業」として実施するもので、管理運営機関の矢板市社会福祉協議会（矢板市シニアボランティアセンター）に登録した、介護保険施設等や高齢者サロンなどでの受入拠点等で、「地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）」や、「生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）」を行った高齢者に、その実績に応じて交換可能なポイントを付与するほか、健康づくりに関する研修会や市が開催する介護予防事業などの参加もポイント付与の対象になります。

貯めたポイントは、城の湯温泉の回数券や市営バスの回数券などへの交換や、ボランティア団体などへの寄附をすることができます。

いつまでも元気で若々しく、充実したセカンドライフを送りませんか。

目次

はじめに

目次

1. 対象となる活動、対象者等	1
2. 事業の流れ	2
3. 地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）	5
4. 生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）	5
5. 受入拠点等	6
6. 登録申請	8
7. 登録の変更	9
8. 登録の取消し	10
9. 登録の期間	11
10. 活動手帳	12
11. お元気ポイントの付与	12
12. お元気ポイントの交換	13
13. Q&A	14
◆事業の概要	14
◆地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）	15
◆生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）	17
◆お元気ポイント事業受入拠点	20
◆活動手帳	24
◆ポイント交換申請	24

1. 対象となる活動、対象者

やいた元気シニア地域活動応援ポイント事業は、受入拠点として登録された場所で、地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）や生きがづくり活動（にこにこメイト活動）に参加するとポイントが貯まる仕組みです。

活動の種類により、対象年齢が異なります。

①地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）

◆対象者

①市内在住の60歳以上の市民で以下の要件を満たす方

- (1) 感染性の疾病が無い（かぜなどの一時的なものは含みません）
- (2) 疾病又は負傷のため入院治療が必要で無い
- (3) 要介護認定又は要支援認定を受けていない
- (4) 矢板市介護保険第1号被保険者（65歳以上の方のみ）

※同一年で、生きがづくり活動（にこにこメイト活動）に登録されている方は、登録できません。（年の途中での登録替えは可能です。）

◆対象となる活動

介護保険施設や高齢者サロン等、お元気ポイント事業の受入拠点として登録された場所でのボランティア活動、市が開催する介護予防事業への参加、きらりんサポーターを対象とした研修会への参加など

②生きがづくり活動（にこにこメイト活動）

◆対象者

市内在住の65歳以上の市民（介護保険第1号被保険者）

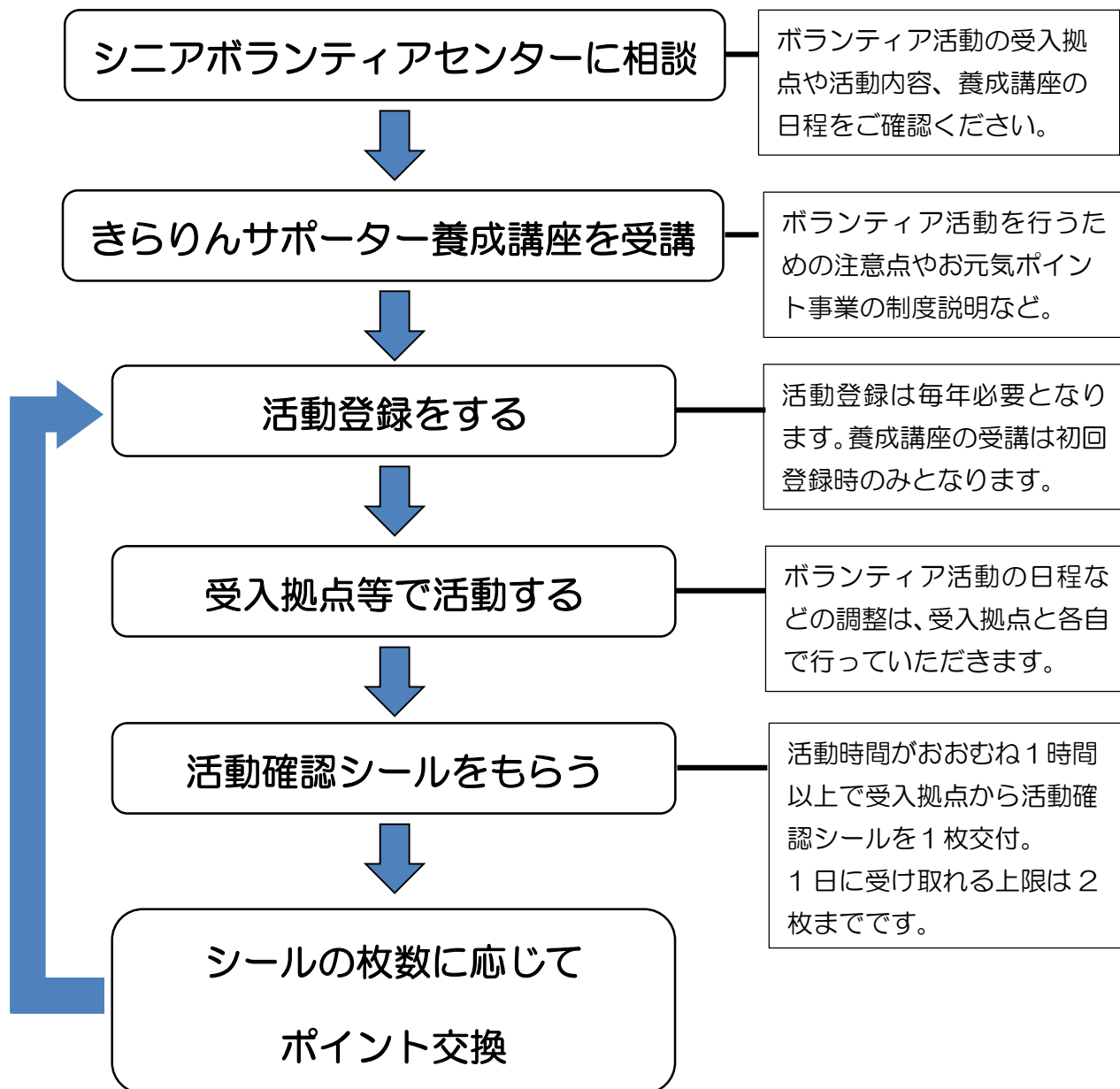
※同一年で、地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）に登録されている方は、登録できません。（年の途中での登録替えは可能です。）

◆対象となる活動

お元気ポイント事業の受入拠点として登録された場所への参加、市が開催する介護予防事業への参加、市が認めた健康づくり活動等への参加など

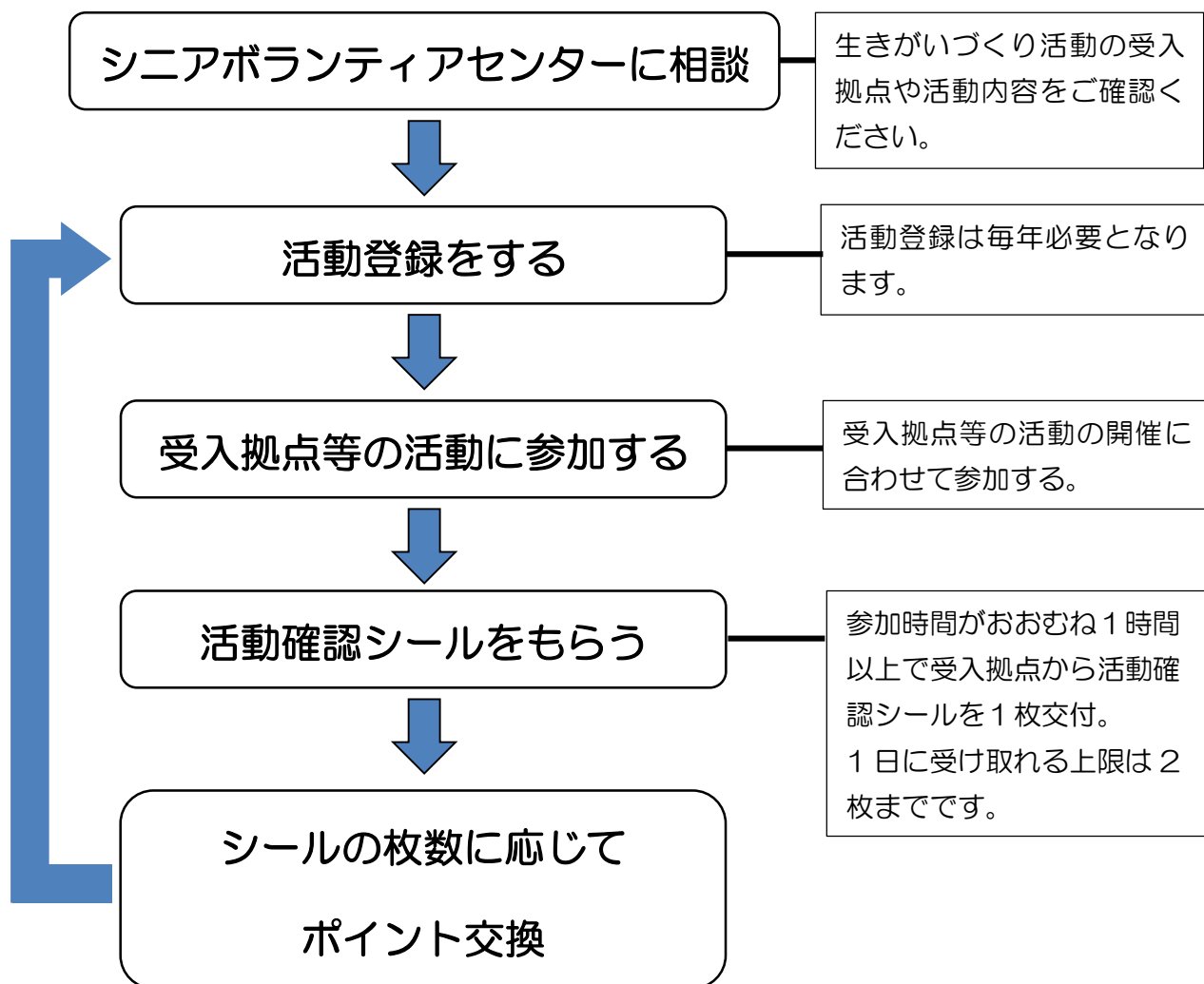
2. 事業の流れ

①地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）



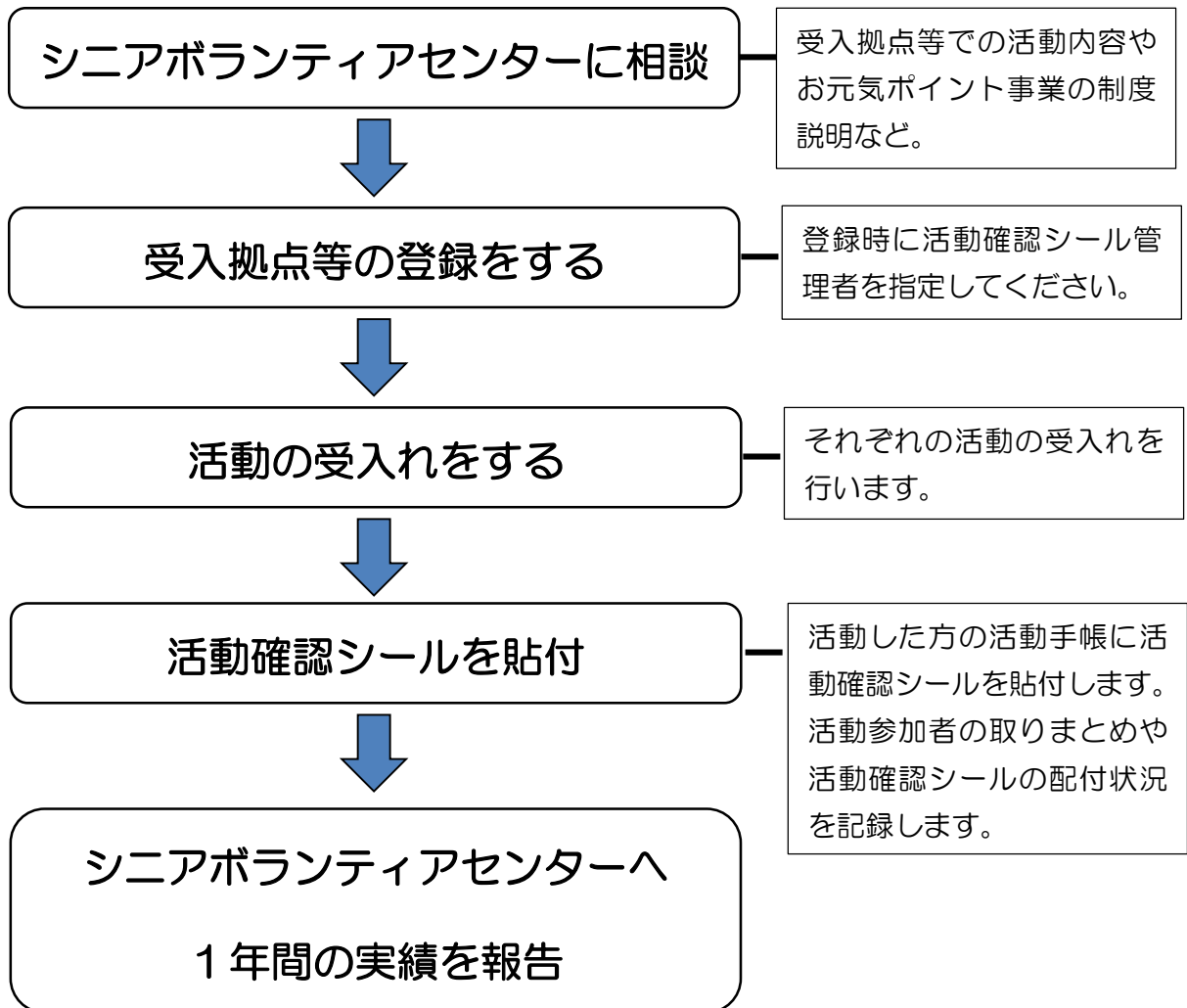
- シールの枚数 1枚 = 1ポイント = 100円相当
- 年間の上限は50ポイント（5,000円相当）
- 貯まったポイントは翌年に繰り越してできません。（1年ごとに計算）
- 貯まったポイントの交換期限は、取得した翌々年の申請期間までです。
- 貯まったポイントは、市営バスや、城の湯温泉の回数券等への交換、受入拠点などのボランティア団体への寄附ができます。

②生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）



- シールの枚数 1枚 = 1ポイント = 100円相当
- 年間の上限は50ポイント（5,000円相当）
- 貯まったポイントは翌年に繰り越してできません。（1年ごとに計算）
- 貯まったポイントの交換期限は、取得した翌々年の申請期間までです。
- 貯まったポイントは、市営バスや、城の湯温泉の回数券等への交換、受入拠点などのボランティア団体への寄附ができます。

③受入拠点等（介護保険施設等や高齢者サロンなど）



○活動確認シール管理者の役割

各活動で貼付する活動確認シールは、1枚100円相当の金券と同じものですので、活動確認シール管理者の責任はとても重要です。

お元気ポイント事業の適正な運営を行うため、活動確認シール管理者には、以下のような事務を行っていただきます。

- ①受け入れをした方の活動時間に応じて活動確認シールを手帳に貼付。
- ②受け入れた方の氏名や時間などを記録する、活動記録簿の作成。
- ③活動確認シールの配付枚数などを記録する、配付状況の作成。
- ④1年間の活動で、受け入れた方の人数や活動確認シールの配付状況を記録した、実績報告書の作成・提出。

3. 地域ボランティア活動

※対象者は1ページ参照

「地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）」とは、ボランティア活動を通して社会参加・地域貢献をすることで、地域とのつながりを深め、自身の介護予防、健康の維持促進を目的とした活動のことです。

※注意事項

- ①対象となる活動は、介護保険施設や高齢者サロン等のお元気ポイント事業の受入拠点等登録がされた場所でのボランティア活動、市が開催する介護予防事業への参加、きらりんサポーターを対象とした研修会への参加、管理運営機関が募集・実施しているボランティア活動であり、自主的なボランティア活動は対象となりません。
- ②1回の活動時間がおおむね1時間以上で、活動確認シールが受入拠点等から1枚交付されます。複数の場所での活動であっても、1日2枚までしか交付されません。
- ③同一年で、生きがいつくり活動（にこにこメイト活動）に登録されている方は登録できません。（年の途中での登録替えは可能です。）

4. 生きがいつくり活動

※対象者は1ページ参照

「生きがいつくり活動（にこにこメイト活動）」とは、ご自身の介護予防、健康の維持の促進、社会参加を通じた地域とのつながりなど、生きがいつくりを目的とした活動のことです。

※注意事項

- ①対象となる活動は、お元気ポイント事業の受入拠点等登録がされた場所での活動への参加、市が開催する介護予防事業への参加、市が認めた健康づくり活動、コミュニケーション活動への参加です。自主グループでの活動は対象となりません。また、介護保険施設等での介護サービス等は対象となりません。
- ②1回の活動時間がおおむね1時間以上で、活動確認シールが受入拠点等から1枚交付されます。複数の場所での活動であっても、1日2枚までしか交付されません。
- ③市が実施する介護予防教室や介護予防講演会など、ポイントの対象事業に参加した場合も活動確認シールが交付されます。
対象事業は、各教室のチラシなどでご確認ください。
- ④同一年で、地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）に登録されている方は登録できません。（年の途中での登録替えは可能です。）

5. 受入拠点等

受入拠点等（お元気ポイント事業受入拠点）とは、「地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）」や「生きがいつくり活動（にこにこメイト活動）」を行う登録者の受入れを行う施設等です。

「地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）」を受入れる施設等では、スタッフ以外の声かけや散歩、レクリエーションの手伝いなど、関われる人が増加することで、施設等を利用する方の楽しみや生きがいつくりの増進や、地域住民と接することが多くなることで、地域における施設等の理解にもつながります。

「生きがいつくり活動（にこにこメイト活動）」を受入れる施設等では、健康づくり活動やコミュニケーション活動を通じた利用者の増加、新たな仲間づくりのほか、地域住民が活動することで、地域コミュニケーションの活性化にもつながります。

受入拠点になるための要件については、以下のとおりです。

◆地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）の受入拠点

- ①拠点となる拠点等が矢板市内にある。
- ②定款、会則又は規約等の団体運営の基準が制定されている。
- ③金融機関に団体名義の口座を開設している。
- ④4ページにある、活動確認シール管理者の業務が行える。
- ⑤利用者にとってプラスアルファの支援を行いたい。
- ⑥地域における施設の理解を深めたい。

◆生きがいつくり活動（にこにこメイト活動）の受入拠点

- ①拠点となる施設等が矢板市内にある。
- ②定款、会則又は規約等の団体運営の基準が制定されている。
- ③金融機関に団体名義の口座を開設している。
- ④4ページにある、活動確認シール管理者の業務が行える。
- ⑤地域コミュニケーションの活性化を図りたい。
- ⑥健康づくり活動を積極的に行いたい。

◆地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）の受入拠点の対象となる施設等

矢板市内にある、介護保険施設、高齢者サロン等でのレクリエーションの補助や話し相手、食事の配膳、洗濯物の整理など、軽微かつ補助的なボランティア活動の受入れを希望する施設など。

◆生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）の受入拠点の対象となる施設等

矢板市内にある、高齢者サロン、シニアクラブ、総合型地域スポーツクラブなど、市が認める健康づくり活動やコミュニケーション活動を定期的に行う施設など。

※注意事項

- ①お元気ポイント事業の地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）は、利用者の歩行やレクリエーションの補助、話し相手など、利用者にとって、プラスアルファで支援されるものであり、スタッフの業務の代替ではありません。
- ②4ページに記載の活動確認シール管理者の役割は、本事業にとって大変重要なものです。管理者の業務が遂行されない場合は、受入拠点の登録取り消しとなります。

6. 登録申請

お元気ポイント事業に参加するには、それぞれの活動ごとに登録の方法が異なります。

○地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）

- ◆提出書類 ①きらりんサポーター活動登録申請書
②きらりんサポーター養成講座の修了証
- ◆提出先 矢板市シニアボランティアセンター
（矢板市社会福祉協議会内）
TEL：0287-44-3000
FAX：0287-43-6661
矢板市扇町二丁目4番19号（矢板市きずな館内）
- ◆受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝祭日を除く）

○生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）

- ◆提出書類 ①にこにこメイト活動登録申請書
- ◆提出先 矢板市シニアボランティアセンター
（矢板市社会福祉協議会内）
TEL：0287-44-3000
FAX：0287-43-6661
矢板市扇町二丁目4番19号（矢板市きずな館内）
- ◆受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝祭日を除く）

○お元気ポイント事業受入拠点

- ◆提出書類 ①お元気ポイント事業受入拠点等登録申請書
②活動が確認できる書類
（事業計画、会報、ちらし、会則・規約など）
- ◆提出先 矢板市シニアボランティアセンター
（矢板市社会福祉協議会内）
TEL：0287-44-3000
FAX：0287-43-6661
矢板市扇町二丁目4番19号（矢板市きずな館内）
- ◆受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝祭日を除く）

7. 登録の変更

○地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）

◆変更の内容

- ①市内から市内の住所変更については、手続きの必要はありません。
- ②以下の変更については、登録の取消しをご覧ください。
 - ア) 矢板市外へ転出
 - イ) 矢板市介護保険第1号被保険者で無くなった（死亡を含む）
 - ウ) 感染性の疾病（かぜなどの一時的なものは含みません）
 - エ) 疾病又は負傷のため入院治療が必要
 - オ) 要介護認定又は要支援認定を受けた

○生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）

◆変更の内容

- ①市内から市内の住所変更については、手続きの必要はありません。
- ②以下の変更については、登録の取消しをご覧ください。
 - ア) 矢板市外へ転出
 - イ) 矢板市介護保険第1号被保険者で無くなった（死亡を含む）

○お元気ポイント事業受入拠点

◆変更の内容

代表者、活動確認シール管理者、活動場所、活動拠点など、登録決定時と内容が変更となった。

◆提出書類 お元気ポイント事業受入拠点等登録変更申請書

◆提出先 矢板市シニアボランティアセンター
(矢板市社会福祉協議会内)

TEL：0287-44-3000

FAX：0287-43-6661

矢板市扇町二丁目4番19号（矢板市きずな館内）

◆受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝祭日を除く）

8. 登録の取消し

それぞれの登録者が、次の要件に該当した際は、登録の取消し、ポイント失効、交換品の返還請求、損害賠償請求をする場合がありますので、ご注意ください。

○地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）

◆取消しの要件

- ア) 矢板市外へ転出したとき
- イ) 矢板市介護保険第1号被保険者でなくなったとき（死亡を含む）
- ウ) 感染性の疾病となったとき（かぜなどの一時的なものは含みません）
- エ) 疾病又は負傷のため入院治療が必要なとき
- オ) 要介護認定又は要支援認定を受けたとき
- カ) 本人から、登録抹消の申し出があったとき
- キ) 故意又は重大な過失により市や受入拠点に損害を与えたとき
- ク) 不正な行為を行ったと認められるとき

◆手続方法

きらりんサポーター活動登録後に、ア)～カ)に該当した場合は、速やかに「きらりんサポーター活動手帳」を返還してください。
キ)～ク)に該当した場合は、登録者に通知いたします。

○生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）

◆取消しの要件

- ア) 矢板市外へ転出したとき
- イ) 矢板市介護保険第1号被保険者でなくなったとき（死亡を含む）
- ウ) 本人から、登録抹消の申し出があったとき
- エ) 故意又は重大な過失により市や受入拠点に損害を与えたとき
- オ) 不正な行為を行ったと認められるとき

◆手続の方法

にこにこメイト活動登録後に、ア)～ウ)に該当した場合は、速やかに「にこにこメイト活動手帳」を返還してください。
エ)～オ)に該当した場合は、登録者に通知いたします。

○お元気ポイント事業受入拠点

◆取消しの要件

- ア) 虚偽又は不正な手段により受入拠点等の登録を受けたとき。
- イ) 不正な行為を行ったと認められるとき。
- ウ) 実績の記録及び報告、事故の報告を怠ったとき。

◆手続の方法

上記の要件に該当した場合は、代表者に通知いたします。

9. 登録の期間

登録の期間は、それぞれの活動ごとに期間が異なります。

○地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）

◆登録の期間

地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）の平成28年の登録期間は、登録承認日から平成28年12月31日までとなります。

次年も引き続き登録する場合は、再度、登録申請が必要となります。

なお、地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）の養成講座は、登録初回年の1度のみとなっておりますので、再受講の必要はありません。

○生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）

◆登録の期間

生きがいづくり活動（にこにこメイト）活動の平成28年の登録期間は、登録承認日から平成28年12月31日までとなります。

次年も引き続き登録する場合は、再度、登録申請が必要となります。

○お元気ポイント事業受入拠点

◆登録の期間

お元気ポイント事業受入拠点の登録は、初年のみの登録で自動更新されます。場合によっては、次年の事業計画等の提出をお願いすることがあります。

なお、登録年以降に活動内容、代表者、活動確認シール管理者が変更となる場合には、変更申請書の提出が必要となります。

10. 活動手帳

活動手帳は、活動実績に応じてもらえる、活動確認シールを貼り付けるための手帳です。地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）または、生きがいつくり活動（にこにこメイト活動）の登録者1人につき1冊お渡しするものです。

※注意事項

- ①同一年に、地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）または、生きがいつくり活動（にこにこメイト活動）の両方に登録することは、できません。（年の途中での登録替えは可能です。）
- ②活動手帳を紛失した際は、矢板市シニアボランティアセンターに再交付の手続きをしてください。その際、活動確認シールの再交付はできません。
- ③紛失した活動手帳が出てきた際や、誤って2冊以上の手帳が交付されてしまった場合は、同一年の活動確認シールを合算することができます。
お元気ポイント交換申請の際に、全ての活動手帳を提出してください。

11. お元気ポイントの付与

お元気ポイント事業受入拠点で活動を行った場合に交付される、活動確認シールの数に応じて、お元気ポイントを付与します。

※注意事項

- ①対象活動1回（おおむね1時間以上）につき、活動確認シール1枚がお元気ポイント事業受入拠点より交付されます。
対象活動シール1枚につき、お元気ポイントが1ポイント付与されます。
- ②1日の上限は、活動確認シール2枚までです。1日最大で2つの活動が対象になります。
- ③年間の上限は、お元気ポイント50ポイント（活動確認シール50枚）です。
それを超えるお元気ポイントは付与されません。
- ④お元気ポイントの付与は年単位（1～12月）になります。
平成28年分のお元気ポイントは、登録承認日～12月31日までの活動に対して付与されます。

12. お元気ポイントの交換

◆申請期間

お元気ポイントの交換の申請期間は、活動手帳に表示してある期間となります。平成28年分のポイント交換の申請期間は以下のとおりとなります。

①平成29年1月4日（水）～2月28日（火）

②平成30年1月4日（木）～2月28日（水）

※受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日・祝祭日を除く）

◆お元気ポイント交換品

お元気ポイントの交換品は、以下の内容と交換できる予定です。

①矢板市城の湯やすらぎの里回数券（12枚つづり）

②矢板市営バス回数券（12枚つづり）

③交付金（口座振替のみ）

④ボランティア団体などへの寄附

※詳しい交換内容については、「お元気ポイント交換先一覧」をご覧ください。

※交換内容は変更になる場合があります。

◆申請の方法

お元気ポイント交換申請書に活動手帳を添えて、矢板市シニアボランティアセンターへ申請してください。

また、郵送による申請も可能です。

※注意事項

①以下の要件に該当する場合は、お元気ポイントの交換が行えません。

- 申請者が申請時点において矢板市に住民登録されていない。
- 申請者が市税及び介護保険料の滞納がある。
- 申請者が申請時点において矢板市介護保険第1号被保険者（65歳以上の方のみ）でない。

②お元気ポイントは、翌年に繰り越しできません。

③交換品のポイント合計数がお元気ポイント数を超えた場合は、希望する交換品のうち必要なポイント数が低いものから順に削除いたします。

また、1つの交換品がポイント合計数を上回るものは対象外となります。

13. Q&A

◆事業の概要

Q1-1 やいた元気シニア地域活動応援ポイント事業はどのような事業ですか？

やいた元気シニア地域活動応援ポイント事業は、高齢者の皆さんの社会参加や健康づくり、生きがいづくりを応援する新しい仕組みです。

介護保険施設等や高齢者サロンなどの受入拠点等で、活動を行った高齢者に、その実績に応じて交換可能なポイントを付与するほか、市が実施する研修会や健康づくり活動などへの参加もポイント付与の対象になります。

貯めたポイントは、城の湯温泉の回数券や市営バスの回数券などへの交換や、ボランティア団体などへの寄附をすることができます。

Q1-2 地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）が60歳以上から対象となるのはなぜですか？

高齢化の進展を見据え、より早い段階から地域活動に参加いただけるよう、地域ボランティア活動については、60歳からの活動を対象にしました。

Q1-3 活動の登録者はお元気ポイントをいくつもらえますか？
また、1日の上限はありますか？

対象活動1回（おおむね1時間以上）につき、活動確認シールが1枚交付されます。活動確認シール1枚でお元気ポイント1ポイントになります。

活動確認シールの上限は、1日2枚、年間50枚（50ポイント）までです。それを超えるポイントは付与されません。

ただし、市の実施する介護予防事業などについては、別に設定されます。

Q1-4 お元気ポイント1ポイントあたりの換算額は、いくらですか？

お元気ポイントの換算額は、1ポイント100円相当に換算します。

Q1-5 お元気ポイント事業受入拠点等登録申請書の寄附の受入れとはどういうことですか？

お元気ポイントの交換先に、お元気ポイント事業受入拠点への「寄附」が出来る仕組みとなっており、申請書の提出に併せて寄附の受入れの可否をお伺いしています。

◆地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）

Q2-1 地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）とは、どのような活動ですか？

「地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）」とは、ボランティア活動を通じた社会参加・地域貢献をすることで、地域とのつながりを深め、自身の介護予防、健康の維持促進を目的とした活動のことです。

Q2-2 地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）の対象活動はどのようなものがありますか？

地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）の対象活動は、介護保険施設や高齢者サロン等のお元気ポイント事業の受入拠点として登録がされた場所でのボランティア活動、管理運営機関が募集・実施しているボランティア活動です。自主的なボランティア活動は対象となりません。

◆地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）の主な活動場所

お元気ポイント事業受入拠点として登録された、

1) 地域の「きらきらサロン（高齢者サロン）」

2) 矢板市内の介護保険施設

「特別養護老人ホーム」、「介護保険施設」など

3) 管理運営機関が募集・実施しているボランティア活動

「老人給食ボランティア」など

4) その他

市が認めた健康づくり活動、コミュニケーション活動を行っている拠点

例えば、こんな活動は対象になりますか？

1) 数人の仲間で介護保険施設へ慰問に行っている。

→慰問先の介護保険施設が、お元気ポイント事業受入拠点に登録されていれば、地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）の対象活動となります。

2) 介護保険施設へ慰問に行くための練習会を定期的に行っている。

→各種団体の練習については、地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）の対象活動にはなりません。

- 3) 子ども達の登下校の際に、地域のスクールガードを行っている。
→お元気ポイント事業受入拠点の活動確認シール管理者が、地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）を行っている登録者の開始から終了までの時間の活動確認を確実に行うことが困難であるため、対象活動にはなりません。
- 4) ボランティア団体に活動を行っている。
→地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）については、介護保険施設や高齢者サロンなど、利用者がある施設等でのボランティア活動、または、管理運営機関が募集・実施しているボランティア活動に限定しており、ボランティア団体の活動については、対象としておりません。

Q2-3 市外の施設等で行うボランティア活動は、地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）の対象活動になりますか？

地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）については、本市の地域社会づくりへの貢献を想定しており、お元気ポイント事業受入拠点の登録を受け付けておりませんので、市外での活動は対象になりません。

Q2-4 矢板市内の介護保険施設でボランティア活動を行っています。地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）の対象活動になりますか？

介護保険施設でのボランティアについては、事前にお元気ポイント事業受入拠点として登録されている必要があります。施設の方に確認いただき、登録されていない場合は、受入拠点の登録についてお話ししてみてください。

また、シニアボランティアセンターから施設に連絡することも出来ますので、ご相談ください。

Q2-5 お元気ポイント事業受入拠点で地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）を、朝、昼、夕に20分ずつ行っている活動は対象になりますか？

1回の活動でおおむね1時間以上を対象としており、時間の通算は行いません。また、活動の時間が長時間であっても、1回の活動として取り扱われます。

Q2-6 地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）に登録していましたが、対象要件が満たされなくなったため、登録が取り消しとなりました。同一年内に生きがいきづくり活動（にこにこメイト活動）に登録替えはできますか？

同一年内に、地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）から生きがいきづくり活動（にこにこメイト活動）へ登録替えをすることは可能です。

また、ポイント交換申請については、合算して申請することができますので、生きがいきづくり活動（にこにこメイト活動）の申請時に、地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）に登録していた旨をお話してください。

Q2-7 地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）での事故等を補償する保険はありますか？

活動については、自己責任となりますので、事故等を補償する保険加入は市及び管理運営機関では行いません。

なお、活動にかかる保険加入を希望される方は、シニアボランティアセンターにご相談ください。

◆生きがいきづくり活動（にこにこメイト活動）

Q3-1 生きがいきづくり活動（にこにこメイト活動）とは、どのような活動ですか？

「生きがいきづくり活動（にこにこメイト活動）」とは、ご自身の介護予防、健康の維持の促進、社会参加を通じた地域とのつながりなど、生きがいきづくりを目的とした活動のことです。

Q3-2 生きがいきづくり活動（にこにこメイト活動）の対象活動はどのようなものがありますか？

対象となる活動は、お元気ポイント事業の受入拠点等登録がされた場所での活動への参加、市が開催する介護予防事業への参加、市が認めた健康づくり活動、コミュニケーション活動への参加です。自主グループでの活動は対象となりません。また、介護保険施設等での介護サービス等は対象となりません。

◆生きがいきづくり活動（にこにこメイト活動）の主な活動場所

- 1) 地域の「きらきらサロン（高齢者サロン）」
- 2) 地域の「シニアクラブ（長寿会など）」
- 3) 泉はつらつ館、木幡北山はつらつ館

- 4) 総合型地域スポーツクラブ
- 5) 市生涯学習課主催の学習活動や健康づくり活動
「ふるさと創年大学」など
- 6) 矢板・泉・片岡公民館主催の学習活動
「高齢者学級」、「各種講座」など
- 7) 市が主催する介護予防事業
「いきいき体操教室」、「はつらつ体操教室」など
- 8) その他
市が認めた健康づくり活動、コミュニケーション活動拠点

例えば、こんな活動は対象になりますか？

- 1) 介護保険施設で介護サービスを受けている。
→介護保険施設での介護サービスについては、介護保険の支給を受けている状態となるため、生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）の対象活動にはなりません。
- 2) 介護保険施設等へ慰問に行くための練習会を定期的に行っている。
→各種団体の練習については、活動実績を客観的に把握することが困難なため、自主的なグループ活動にあたりますので、対象活動にはなりません。
- 3) 地域で開催している「いきいき体操教室」に参加している。
→「いきいき体操教室」については、市高齢対策課の介護予防事業になりますので、生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）対象活動となります。
- 4) 数人で定期的に介護予防活動をしている。
→数人での活動については、活動実績を客観的に把握することが困難なため、自主的なグループ活動にあたりますので、対象活動にはなりません。
- 5) 市の介護予防事業（〇〇教室など）に参加しました。
→市が実施する介護予防事業は、もちろん対象活動となります。
通常の活動と異なった方式で、活動確認シールを交付します。

Q3-3 市外の施設等で行っている高齢者サロン等に参加した場合は、生きがづくり活動（にこにこメイト活動）の対象活動になりますか？

生きがづくり活動（にこにこメイト活動）については、地域へ社会参加することで、地域とのつながりを深めることを想定しており、市外にはお元気ポイント事業受入拠点の登録を受け付けておりませんので、市外での活動は対象になりません。

Q3-4 お元気ポイント事業受入拠点で生きがづくり活動（にこにこメイト活動）を、朝、昼、夕に20分ずつ行っている活動は対象になりますか？

1回の活動でおおむね1時間以上を対象としており、時間の通算は行いません。また、活動の時間が長時間であっても、1回の活動として取り扱われます。

Q3-5 生きがづくり活動（にこにこメイト活動）に登録していましたが、ボランティア活動に興味がわいてきました。同一年内に地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）に登録替えはできますか？

同一年内に、生きがづくり活動（にこにこメイト活動）から地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）からへ登録替えをすることは可能です。（登録の際に、きらりんサポーター養成講座の受講が必要です。）

また、ポイント交換申請については、合算して申請することができますので、地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）の申請時に、生きがづくり活動（にこにこメイト活動）に登録していた旨をお話してください。

Q3-6 生きがづくり活動（にこにこメイト活動）での事故等を補償する保険はありますか？

活動については、自己責任となりますので、事故等を補償する保険加入は市及び管理運営機関では行いません。

なお、活動にかかる保険加入を希望される方は、シニアボランティアセンターにご相談ください。

◆お元気ポイント事業受入拠点

Q4-1 お元気ポイント事業受入拠点になることで、どのようなメリットがありますか？

「地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）」を受入れる施設等では、スタッフ以外の声かけや散歩、レクリエーションの手伝いなど、関わる人が増加することで、施設等を利用する方の楽しみや生きがいつくりの増進や、地域住民と接することが多くなることで、地域における施設等の理解にもつながるなどのメリットがあります。

また、「生きがいつくり活動（にこにこメイト活動）」を受入れる施設等では、健康づくり活動やコミュニケーション活動を通じた利用者の増加、新たな仲間づくりのほか、地域住民が活動することで、地域コミュニケーションの活性化にもつながります。

Q4-2 お元気ポイント事業受入拠点になるための要件はありますか？

受入拠点になるための要件については、以下のとおりです。

◆地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）の受入拠点

- ①拠点となる拠点等が矢板市内にある。
- ②定款、会則又は規約等の団体運営の基準が制定されている。
- ③金融機関に団体名義の口座を開設している。
- ④4ページにある、活動確認シール管理者の業務が行える。
- ⑤利用者にとってプラスアルファの支援を行いたい。
- ⑥地域における施設の理解を深めたい。

◆生きがいつくり活動（にこにこメイト活動）の受入拠点

- ①拠点となる施設等が矢板市内にある。
- ②定款、会則又は規約等の団体運営の基準が制定されている。
- ③金融機関に団体名義の口座を開設している。
- ④4ページにある、活動確認シール管理者の業務が行える。
- ⑤地域コミュニケーションの活性化を図りたい。
- ⑥健康づくり活動を積極的に行いたい。

上記の要件を満たした受入拠点については、ぜひ登録をお願いします。

◆地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）のお元気ポイント事業受入拠点

- ①地域の「きらきらサロン（高齢者サロン）」

②矢板市内の介護保険施設

「特別養護老人ホーム」、「介護保険施設」など

◆生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）のお元気ポイント事業
受入拠点

- ①地域の「きらきらサロン（高齢者サロン）」
- ②地域の「シニアクラブ（長寿会など）」
- ③泉はつらつ館、木幡北山はつらつ館
- ④総合型地域スポーツクラブ

例えば、これで受入拠点になれますか？

- 1) 介護保険施設です。定期的に慰問の受入れを行っている。
→介護保険施設での慰問の受入れについては、地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）のレクリエーションとなり、利用者・活動者にとって互いにプラスになる活動ですので、受入拠点として登録できます。
- 2) 自主グループで定期的に卓球の練習を行っている。
→グループ員での活動であり、広く周知された活動ではないため、受入拠点の登録はできません。
※制度の初年度であるため、現時点では認めておりません。
- 3) 民間のスポーツクラブは受入拠点になれますか？
→受入拠点になるための要件を満たしており、登録者の1回の活動時間が、おおむね1時間以上の運動プログラムで、開始から終了までの時間を把握できれば大丈夫です。
生きがいづくり活動（にこにこメイト活動）の方が受入対象者となります。
- 4) 自宅を利用して、近隣の方の高齢者サロンを行っている。
→個人的な高齢者サロンについては認めておりません。
ただし、自宅を利用した場合であっても、団体を構成し、地域に広く周知された高齢者サロンであれば、受入拠点として認められますので、ご相談ください。
- 5) 拠点となる施設は矢板市内にあるが、団体の所在地が市外にある。
→拠点となる施設が矢板市内にあり、受入拠点として要件を満たしていれば、受入拠点として認められます。
ただし、市外の方が拠点を利用しても、お元気ポイント事業の対

象活動にはなりません。

Q4-3 活動の登録者を受入れた際に、登録者の事故等の補償はどうなりますか？

活動については、自己責任となり、登録者の事故等の補償は、市及び管理運営機関では行いませんので、受入拠点での対応となります。

Q4-4 お元気ポイント事業受入拠点として登録された場合、施設等チラシに「お元気ポイント事業受入拠点」と明示してよろしいでしょうか？

事業の周知にもつながりますので、ぜひお願いします。

Q4-5 お元気ポイント事業受入拠点として登録が却下されましたが、納得できない場合は、再検討してもらえますか？

管理運営機関で却下の理由や、登録決定のための必要事項について説明いたしますので、ご相談ください。

Q4-6 お元気ポイント事業受入拠点として登録しましたが、受入区分を変更する際は、どうしたらよいですか？
また、役員改選などで「活動確認シール管理者名」が変更となりました。

シニアボランティアセンターに登録変更申請書のご提出をお願いします。

Q4-7 「活動確認シール管理者」になるための条件はありますか？

施設や団体に所属している方で、活動状況を把握することができ、責任をもって「活動確認シール」を管理できる方であれば、年齢を問わずどなたでもなることができます。

Q4-8 「活動確認シール管理者」の役割は何ですか？

活動確認シール管理者は、お元気ポイント事業の適正な運営を行うため、本事業にとって、重要な役割となっています。

活動確認シール管理者には、以下のような事務を行っていただきます。

- ①受け入れをした方の活動時間に応じて活動確認シールを手帳に貼付。
- ②受け入れた方の氏名や時間などを記録する、活動記録簿の作成。
- ③活動確認シールの配付枚数などを記録する、配付状況の作成。
- ④1年間の活動で、受け入れた方の人数や活動確認シールの配付状況を記録した、実績報告書の作成・提出。

Q4-9 「活動確認シール管理者」が「活動確認シール」を紛失した場合は、何か罰則がありますか？

紛失した時の詳細な状況をシニアボランティアセンターに報告していただきます。なお、故意に不正を行ったことが明らかな場合は、お元気ポイント事業受入拠点の取消しや、賠償を求めたりすることがあります。

Q4-10 「活動確認シール管理者」は「活動確認シール」をいつ渡せば良いですか？

原則として、毎回の活動終了時に交付してください。交付する時は「活動手帳」に「活動確認シール」を貼り付けし、日付を記入してください。

「活動確認シール管理者」が不在のときは、あらかじめ代理者を定めておき、できるだけ「活動当日」に交付するようお願いいたします。

また、登録者が「活動手帳」を忘れてしまった場合は、「活動確認シール」を渡さず、次回の活動時に前回の分も含めて貼り付けしてください。

Q4-11 登録者の出入り時間が確認できない時は、どうしたら良いですか？

来た時間を周囲の方に確認し、おおむね1時間以上の活動実績が確認できれば、終了時間の1時間以上前の時間を「活動記録簿」に記載して、「活動確認シール」を貼り付けしてください。

Q4-12 お元気ポイント事業受入拠点の運営メンバーに登録者がいた場合は、活動の対象となりますか？

「地域ボランティア活動（きらりんサポーター活動）」、「生きがいつくり活動（にこにこメイト活動）」が、運営メンバーとなっても問題ありません。

ただし、地域や市民に直接関わる活動を対象としていますので、運営メンバーの会議や事前打ち合わせ、準備作業、親睦会、研修会などは対象活動にはなりません。

◆活動手帳

Q5-1 活動確認シールを貼っていた、活動手帳を紛失しました。今までもらった分はどうなるでしょうか？

今までの活動確認シールの再交付は行いません。

活動手帳については再交付いたしますので、シニアボランティアセンターで再交付申請をお願いします。

Q5-2 新しい活動手帳を交付してもらった後に、古い活動手帳が出てきた場合、古い活動手帳の活動確認シールはどうなりますか？

古い活動手帳が出てきた場合は、新しい活動手帳と合算することができますので、ポイント交換申請時に2冊とも提出してください。

ただし、2冊の活動確認シールの合計が50枚を超えていても、交換申請できるポイントは、50ポイントが上限となります。

Q5-3 活動確認シールを貼っていた、活動手帳を汚してしまいました。交換してもらえますか？

汚れていてもポイント交換はできますので、そのままご利用ください。

なお、使用できないほど汚れたり、破れたりしてしまった場合は、シニアボランティアセンターにご相談ください。

◆ポイント交換申請

Q6-1 ポイント交換の申請方法を教えてください？

活動手帳と、申請書を申請期間内にシニアボランティアセンターに提出してください。

ポイント交換に必要な申請書などについては、シニアボランティアセンターで配布している他、ホームページからもダウンロードできます。

Q6-2 ポイント交換の申請期間はいつまでですか？

活動手帳に表示してある年の、翌年及び翌々年の申請期間までとなります。例えば・・・平成28年1月～12月分のポイント交換申請期間は、

①平成29年1月4日～平成29年2月28日

②平成30年1月4日～平成30年2月28日 です。

ポイント交換申請時に、活動申請も受付いたしますので、①の期間に申請することをお勧めします。

Q6-3 ポイント交換に上限はありますか？

1年間(1月~12月まで)のポイント交換の上限は、50ポイントです。

Q6-4 ポイント交換申請時に、矢板市から転出(死亡)している場合は、ポイント交換できますか？

ポイント交換申請時に、登録要件を満たしていない場合は、ポイント交換はできません。

Q6-5 寄附の受入れ団体はどこですか？

「寄附受入団体一覧表」をご覧ください。シニアボランティアセンターのホームページでもご覧になれます。

Q6-6 ポイント交換申請後に、残りのお元気ポイントでもう一度交換申請をすることはできますか？

ポイント交換は、申請期間内に1回のみとなります。残りのお元気ポイントでの再交換申請をすることはできません。

Q6-7 ポイント交換申請後、残りのお元気ポイントを、次の年のお元気ポイントと合算して申請することはできますか？

ポイント交換は、当該年の活動シール枚数で交換となるため、翌年分との合算はできません。

Q6-8 ポイント交換品を複数選択することは可能ですか？

貯めたポイント内であれば、そのポイントの範囲内で交換品を複数選択することができます。ただし、貯めたポイント数よりもポイント交換品の方が多い場合は、希望する交換品のうち、ポイント数が低いものから削除します。

MEMO





矢板市の元気シニアを応援します！